



年度に実施設計を行い、3年度に広場部分の整備、4年度に緑道部分の整備をすることとしています。

続いて、5ページの「5 整備構想図」ですが、この図を用いて整備内容を説明させていただきます。まずは、舗装について、図の右側に描かれている広場中央部分の舗装は、子どもの利用と維持管理を考慮して「人工芝生」とし、外周部分の舗装は、樹木の移植スペースとして花壇を設けるとともに、イベント時におけるステージへの搬入等を考慮して「ブロック舗装」としています。また、緑道については園路として整備することから、「土系舗装」としています。なお、ワークショップからは広場の舗装について、「子どもの利用を考慮して中央部分を土系舗装とし、外周部分を芝生にする」という提案を受けていますが、維持管理やイベント時の利用等も考慮し、「人工芝生」及び「ブロック舗装」による整備としています。また、図の左側の緑道が多摩川と接する場所については、「木製階段等をつなぐ」という提案を受けていますが、これについては今後、国土交通省との協議が必要であり、直接接続することができない可能性もあることから、構想図としては描いていませんが、実施設計の中で国土交通省と協議の上、実現可能か検討してまいります。

次に、既存の樹木の扱いについてです。広場については、一定の空間を確保するため、中央部分の既存樹の移植等を行います。緑道については、河川風に蛇行する園路とするため、既存樹を一定程度残すこととしています。

続いて、広場の段差についてですが、現在のぼかぼか広場は周辺の土地よりも低くなっていますが、利用効率を考慮し、周辺との高さを揃えとともに、現在の外周フェンスは撤去し、背の低いフェンスを設置します。また、広場の利用活性化のため、イベント利用可能なステージを設置します。ステージはウッドデッキ等を想定し、ステージ下には広場の維持管理用品等を収納できるスペースを設けることとしています。続いて、緑道の横のぼかぼか広場寄りの歩道部分ですが、地域の活性化のため、キッチンカーが止まることができるスペースを設けることとしています。また、多摩川サイクリストの休憩場所としての利用も見込み、サイクルラックを配置することとしています。その他、ワークショップからは「マンホールトイレ用のマンホール」と「駐車スペース」の設置の提案があったところです。「マンホールトイレ用のマンホール」については、災害時の利用を考慮して提案されたものになりますが、現在の地域防災計画では、ぼかぼか広場周辺の震災時の避難所としては、第三中学校と狛江高校が指定されており、広場を避難所として指定して一定期間避難生活をするということは想定していないことから、「マンホールトイレ用のマンホール」の設置については構想図には含めていません。また、「駐車スペース」については、民間に運営を委託することで設置しては

どうかという提案があったところですが、既に近隣に民間が運営する駐車場が複数あり、市有地で設置する必要性はないと考えられることから、「駐車スペース」の設置については構想図には含めていません。

続いて、6・7ページの「6 整備イメージ」についてですが、現状の写真と整備後のイメージを掲載しています。

本内容について、意見等があれば、5月28日(木)正午までに政策室まで連絡ください。意見を反映させた修正版を改めて庁議で審議いただき、整備基本構想として決定したいと考えています。その後、総務文教常任委員会協議会にも報告する予定です。

市長 特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて審議事項2「狛江市職員の懲戒処分の標準例の改定について」の説明をお願いします。

部長 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正、いわゆるパワー・ハラスメントの法制化に併せ、人事院において、懲戒処分の指針における懲戒処分の標準例の改定がありました。

狛江市でも同様に、新たに非違行為に「パワー・ハラスメント」を追加します。非違行為の内容として、1つ目は、職務上の地位若しくは権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員の人格又は尊厳を侵害する言動(パワー・ハラスメント)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合に、「停職、減給又は戒告」とするものです。2つ目は、パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合に、「停職又は減給」とするものです。3つ目に、パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合に、「免職、停職又は減給」とするものです。なお、本内容は、モラル・ハラスメント等、他のハラスメントに対しても準用することとします。

3項目の本改定については、6月1日から適用したいと考えています。

また、懲戒処分の標準例の一覧を資料として添付しています。今回改正した項目については、2ページ目に記載してありますので、他の案件と含めて、改めて確認をお願いします。

なお、こちらの標準例の一覧については、庁議終了後にGaroonの庁内掲示板に登録します。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「平成30年度狛江市財務書類について」を報告してください。

部 長 統一的な基準に基づく平成 30 年度狛江市財務書類を作成しましたので、報告します。令和元年 11 月 5 日の庁議にて報告させていただいた一般会計と特別会計を併せた全体財務書類に、一部事務組合等を加えた連結財務書類を作成しました。庁議後、議会へ送付します。

市 長 続いて報告事項 2「令和 2 年国勢調査指導員の推薦について」を報告してください。

部 長 令和 2 年 10 月 1 日を基準日として、全国一斉に令和 2 年国勢調査が実施されます。新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されますが、総務省からは感染防止策を講じた調査方法により実施するとの通知がきているところです。

調査実施に当たり、指導員として職員に協力を賜りたく、各部より推薦をお願いするものです。今回指導員は 73 人必要となっており、別紙の推薦票にて各部ごとに割り当てさせていただいていますので、6 月 12 日（金）までに推薦をお願いします。指導員に任命された職員については、10 月下旬開催の事務説明会に参加の上、調査関係書類の審査業務等に当たっていただくこととなります。

なお、調査員については、平成 31 年から募集を実施してきましたが、残念ながら必要数が確保できていません。東京都への報告期限までの間、引き続き調査員確保に努めてまいります。最終的に不足が生じる場合は、調査員についても各部から職員推薦をお願いさせていただく予定です。通常業務に加え、新型コロナウイルス感染症に関連した業務の対応に追われる中で大変申し訳ありませんが、重ねて協力をお願いします。併せて、調査員募集について、各課における関係者や関係団体に周知・お声がけいただきますよう引き続き協力をお願いします。

市 長 続いて報告事項 3「ハラスメントに関する相談件数等（平成 31 年度）について」を報告してください。

部 長 ハラスメントに関する相談件数等については、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第 11 条第 2 項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第 7 条第 2 項に基づき、内部及び外部相談窓口の相談件数を合わせ、年 1 回公表を行うこととしています。

については、平成 31 年度におけるハラスメントに関する相談件数等について公表を行うに当たり、資料のとおり報告します。

1 点目に、ハラスメントに関する相談件数についてです。こちらは、平成 31 年度中にあった相談件数に関して、ハラスメントの種別を 6 項目別にし、内部相談窓口と外部相談窓口の相談件数をそれぞれ記載しています。相談があったのは、まず、パワー・ハラスメントで、内部相談が 1 件、外部相談が

9件で、合計10件でした。なお10件のうち、内部相談の1件については、相談者からの求めにより、苦情処理委員会にて対応を行いました。外部相談のうちの1件についても、相談者から市へ対応の求めがあり、管理職全体に対する注意指導の要望であったため、管理職に対する注意喚起を行いました。他8件については、対応の求めがありませんでした。次に、モラル・ハラスメントで、内部相談が3件でした。3件のうち、1件については、相談者からの求めにより、苦情処理委員会にて対応を行いました。他2件については、対応の求めがありませんでした。なお、外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありませんので、ハイフンとしています。最後に、その他ハラスメントで、外部相談が1件ありました。こちらは、相談者から市へ対応の求めがありませんでした。

2点目に、狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数についてです。開催回数は2回で、開催日は平成31年4月16日及び令和2年1月15日でした。第1回は、委員委嘱やハラスメント防止の取組全般に関する意見交換を行ったもので、ハラスメントに関する苦情の調査審議はありませんでした。第2回はパワー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントに関する苦情の調査審議を行いました。

3点目の懲戒処分の有無及び処分内容について、ハラスメント行為による懲戒処分はありませんでした。

なお、公表については、広報こまえ6月15日号及び市ホームページで行います。

市長 7月1日より「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」が施行されます。ハラスメントの撲滅に向け、各自対策を徹底してください。

続いて報告事項4「ふるさと納税を利用した医療・福祉施策応援寄附の募集開始について」を報告してください。

部長 現在、市をあげて新型コロナウイルス感染症の拡大防止、市民生活及び事業活動を支える様々な取組を進めていますが、今後は、PCR検査センター立ち上げ等の医療・福祉施策を更に推進するために、ふるさと納税を活用した医療・福祉施策応援寄附の募集を開始します。

寄附金の募集は、6月1日から「ふるさとチョイス」の狛江市ページに掲載して開始し、寄附額は5千円、1万円、3万円の3点とします。また、市内農家への支援を推進するため、年2回夏季と冬季に募集している狛江ブランド農産物に加え、寄附額1万円で旬の新鮮な狛江ブランド農産物を寄附月の翌月に届ける返礼品を令和3年1月までの期間限定で追加することとします。併せて、現在取り扱っている返礼品についても、医療・福祉施策応援を目的とした寄附に対応する予定です。

市長 続いて報告事項5「市制施行50周年記念「絵手紙発祥の地—狛江」公募展及び表彰式の開催概要について」を報告してください。

部長 市制施行50周年記念「絵手紙発祥の地—狛江」公募展及び表彰式等の開催概要について報告します。

市制施行50周年を記念し、市の発展と文化事業の柱である絵手紙事業の更なる普及及び市内外への「絵手紙発祥の地—狛江」のPRのため、6月1日（月）から7月31日（金）まで全国から絵手紙を募集し、公募展を開催します。集まった絵手紙の中から25作品を選出し、表彰式にて表彰し、選出された受賞者の作品は、市制施行50周年記念式典の記念品として配布する「日めくりカレンダー」に掲載します。本事業については、広報こまえ6月1日号にてお知らせすることとしています。なお、テーマは「未来の自分へ」または「未来の狛江へ」とします。

公募展の日程ですが、第1部が9月9日（水）から9月11日（金）まで、エコルマホール6階展示・多目的室で実施します。第2部が9月27日（日）から9月30日（水）まで、市役所2階ロビーで実施します。時間は記載のとおりです。次に表彰式ですが、9月9日（水）の午前10時30分から午前11時05分まで、エコルマホール4階ホールで実施します。除幕式及び講演会ですが、除幕式は、平成22年2月3日に設置した小池邦夫氏の絵手紙作品（巨大絵手紙）を更新し新たな巨大絵手紙を設置し、お披露目します。日時は9月9日（水）午前9時55分から午前10時15分まで、場所は狛江駅北口交通広場、雨天時はエコルマホールホワイエにて実施します。最後に講演会ですが、絵手紙創始者の小池邦夫氏と一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の学芸員である伊藤陽子氏を講師としてお招きし、テーマを「狛江で育った絵手紙」、副題を「～絵手紙の源流 武者小路実篤～」として実施します。日時は、9月9日（水）午前11時20分から正午まで、エコルマホール4階ホールにて定員650人として実施します。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、定員を変更する場合があります。

市長 続いて報告事項6「令和2年度保育所入所待機児童の状況調査結果について」を報告してください。

参与 本アンケート調査は、令和2年4月1日の保育園入所待機児童から4月1日時点で認証保育所等への入所が確認できた方を除いた95人を対象に調査票を郵送し、4月28日までに回答のあった79件について集計したものです。

各回答には、複数回答や未回答も含まれていますが、4月1日時点の子どもの保育状況については「保護者がみている」が最も多く54件、次に「認可外保育施設等の保育サービスを利用している」が27件となっています。

また、「保護者がみている」場合の保護者の状況としては、母が育休中であるが29件で多数を占めています。平成31年度と比較してアンケート調査対象者数が減少しているため、全体的に件数は減少しています。2ページ以降は、質問や意見とそれに対する回答です。「待機児ゼロに向けた今後の取組や新たな保育園整備について」の質問や意見が比較的多く寄せられています。回答としては、平成31年度に改訂を行った「待機児対策検討報告書（第4版）」に基づき、令和2年度に新設した認可保育園2園の開園及び新規補助制度の導入によって、待機児ゼロを実現できる見込みであったこと、今後は新設の計画はないが、補助制度の拡充や地域型保育事業の整備等を含めて検討を進めること等を記載しています。

今回の調査結果については、広報こまえ7月1日号及び市ホームページで公表する予定です。

市長 続いて報告事項7「令和2年度保育所入所待機児童数及び令和2年度学童クラブ入所（入会）状況について」を報告してください。

参与 まず、令和2年度保育所入所待機児数について説明します。令和2年4月1日の保育所入所待機児数は49人です。保育園申込件数は引き続き増加傾向にありますが、平成31年度の68人から19人減となりました。なお、令和2年4月1日現在の市内認証保育所3園の空き状況は0人となっています。令和2年4月1日の認可定員は、「木下の保育園 元和泉」及び「木下の保育園 岩戸北」の新設によって、定員219人の増となりました。また、弾力化運用や定員変更等による定員増も行いましたが、令和2年4月1日時点で待機児ゼロを達成することはできなかった状況です。今後については、認可保育園の新設は予定していませんが、保護者からは待機児解消について意見を多くいただいているため、補助制度の拡充や地域型保育事業の整備等を含めて検討を進めてまいります。

続いて、令和2年度4月1日現在の学童クラブ入所（入会）状況について説明します。学童クラブでは、駄倉小学生クラブ、第三小学校放課後クラブを新設したほか、第五小学校放課後クラブの定員増に伴い、定員を平成31年度の660人から770人に110人拡大しています。入所（入会）者総数は、748人で平成31年度の664人に対し84人の増です。定員以上の受入れをしているのは、上和泉と東野川を除く学童保育所3箇所、岩戸小学生クラブ、こまっこ小学生クラブの計5箇所です。学童保育所の職員との調整や、児童館の指定管理者と協議を実施し、可能な限りの対応をしています。また、定員は110人増加しましたが申込みも増加しているため、待機児数は96人となっています。平成31年度より国の待機児童数の定義が変更したことに伴い、他に利用可能な学童クラブがあるにも関わらず、特定の学童クラブを希望する

等、保護者の私的な理由により待機している場合には、令和2年4月1日現在の待機児童数には含めないこととしています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の関係で KoKoA は中止、児童館は休館となっていますが、再開後は、待機児童には KoKoA 及び児童館の自由来館等で対応いただく予定です。

市 長 続いて報告事項8「東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙事務従事職員の委嘱依頼について」を報告してください。

部 長 7月5日に東京都知事選挙及び東京都議会議員補欠選挙が執行されます。東京都知事選挙の告示日は6月18日(木)、東京都議会議員補欠選挙の告示日は6月26日(金)、投票日は共に7月5日(日)です。これにより東京都知事選挙の期日前投票は告示日の翌日19日(金)から、東京都議会議員補欠選挙の期日前投票は告示日の翌日27日(土)からとなります。開票は市民総合体育館で午後9時から行います。

この選挙に伴い、投票所に当たる施設の使用等について、また職員の応援体制についても、協力をお願いします。なお、職務代理者に従事する職員は、選挙権を有する管理職にある職員をお願いします。案内係(庶務係)には、なるべく係長相当職及び主任相当職以上の実務経験者を1人含めて選任してください。投票箱は2つになります。有権者の多い第1投票所は職員6人、臨時職員3人の9人体制、第5・第7投票所は職員6人、臨時職員2人の8人体制でお願いします。別紙3の投票事務従事者選任一覧表は6月3日(水)までに選挙管理委員会事務局へ提出してください。

また、今回の選挙は新型コロナウイルス感染症対策をできる限り行うこととしますので、協力をよろしくをお願いします。まずは、投票に来場される方々に対しては、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保だけでなく、持参の鉛筆の使用を促す等、各自ができる対策に協力をお願いします。さらに、投・開票所の従事者の安全を最大限に確保するため、マスク・ゴム手袋を全員に、一部の係にはフェイスガード等の着用をお願いします。出入口には消毒用アルコールを配置し、投票所内は常時換気と机・鉛筆等の除菌作業等を行う等、様々な対応をしていくようにします。開票作業に関しては、密状態を避けるために、人員を削減し人と人の間を広めに確保してまいります。そのため作業時間に関しては従来よりも多く掛かることが予想されています。

また不測の事態として、投票事務従事者に欠員が生じた場合に代替の職員が補充できるように、待機職員を各投票所1人確保していただきます。

市 長 その他お知らせはありますか。

部 長 特別定額給付金の受付窓口の設置等についてです。



まず、申請書郵送後の体制について報告します。5月25日（月）から、開庁日の午前8時30分から午後5時まで、2階ピロティに特別定額給付金窓口を設置しますので、特別定額給付金の案内が必要な方がいらっしゃいましたら、案内をお願いします。なお、窓口混雑による感染拡大を避けるため、市ホームページにおける周知は行いません。電話対応については、従来のナビダイヤルと502会議室の内線2本に加えて、統計室の内線2本でも対応しますので、特別定額給付金の問合せがあった際には転送をお願いします。

続いて、マイナポータルを活用したオンライン申請について、受付を開始した12日から21日までの件数は2,095件でした。申請書の発送については、5月22日（金）に郵便局へ43,072通を持ち込みました。25日（月）には、成年後見人へ送る分等123件を追加し、累計43,195件の発送が順次進んでいる状況です。

給付金の振込については、第一回目を5月29日（金）に予定しており、振込内容としては5月12日から20日までのオンライン受付分のうち1,903件となっています。なお、振込不能により、実際の件数とは異なる場合があります。今後の予定としましては、2回目を6月2日、3回目を6月4日に振込を予定しています。6月中はその後も、週2回程度の振込日を設けたいと考えています。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、6月2日午前9時00分から開催します。